

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第 5 号

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則（平成24年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係） 消防職員貸与品					別表（第2条関係） 消防職員貸与品						
品目		採用時貸与数	使用期間（年）	その他貸与時期	品目		採用時貸与数	使用期間（年）	その他貸与時期		
[略]					[略]						
救急服	救急服上衣（冬）	2	3		救急服	救急服上衣（冬）	2	3			
	救急服ズボン（冬）	2	3								
	救急服上衣（夏）	2	3								
	救急服ズボン（夏）	2	3								
	救急服用ベルト	1	<u>3</u>								
	替え襟（2枚）	2	1								
	肩章	2	2								
	救急救命士用ワッペン					資格取得後貸与（2枚）	救急救命士用ワッペン				資格取得後貸与（2枚）
[略]					[略]						
その他	雨合羽	1	<u>10</u>		その他	雨合羽	1	<u>5</u>			
	面体	1				劣化の状況に応じて	面体	1			劣化の状況に応じて
	手帳	1					<u>ゴーグル</u>	<u>1</u>		<u>3</u>	
	制服用名札	1					手帳	1			
	階級章（制服用）	1	3			昇格時	制服用名札	1			
	階級章（活動服用）	1	3			昇格時	階級章（制服用）	1		3	昇格時
							階級章（活動服用）	1		3	昇格時
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。